

「令和4年4月 建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン」改定の概要

令和4年4月

- 国土交通省登録技術者資格へ民間資格の追加登録
新たに25資格を追加登録し、合計353資格に増加

※適用: 令和4年2月22日以降に公告(公示)する業務より適用

- 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点の加点を行う

※適用: 令和4年4月1日以降に契約を締結する「総合評価落札方式」のうち、令和4年2月1日以降に公告(公示)する業務より適用

- 評価にかかる期間の変更

<企業> 業務実績 : 平成23年度以降 → 平成24年度以降
<技術者> 業務実績 : 平成23年度以降 → 平成24年度以降

※適用: 令和4年4月1日以降に公告(公示)及び指名競争入札における指名通知を行う業務

○WTO政府調達協定適用基準額の改正について

建設コンサルタント等業務 6,900万円 → 6,800万円

※適用：令和4年4月1日～令和6年3月31日までに締結する調達契約する業務

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

登録等の流れ

登録規程（登録要件の明確化）

登録要件

- 資格付与試験等を一回以上実施した実績
- 資格付与試験等の安定的な実施
- 受験条件が、広く一般に公表されていること
- 特定の者に利益を与えるものでないこと
- 資格付与試験等が別表の第一欄から第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること
- 試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、教授、准教授又は博士の学位を授与された者が含まれること
- 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等の交付
- 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置
- 登録の抹消等のための適切な審査手続

施設分野、業務、知識・技術を求める者の区分毎の必要な知識・技術

対象施設・業務に応じて設定

(例)

- 法令、技術基準等に関する知識
- 工学的基礎知識
- 経験
- 点検技術・点検方法に関する知識
- 診断技術・診断方法に関する知識
- 補修設計技術・補修設計方法に関する知識

大臣告示

国

登録要件の適合確認
登録

登録申請

※5年毎の登録更新

申請者（資格付与事業等の実施主体）

- 過去5年間の実績に基づき、申請書類(様式、誓約書、添付書類等)を作成
- 申請の次年度以降5年間、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施

資格保有者の技術力の維持向上のための措置

講習、研修の受講、CPDの取得等

民間資格の保有者

登録資格公示

資格の活用

発注者

- 業務の入札参加要件に登録資格を設定
- 指名業者選定時及び落札業者選定時に登録資格保有者を優位に評価

分野別登録資格数(総計:353資格/R4.2追加:25資格)

●維持管理分野(点検・診断等業務)

維持管理分野 266資格

施設等名	登録資格数								計
	H27.1 (R2.2)	H28.2 (R3.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	R4.2	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	6	60
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	6	65
橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	—	—	—	—	—	—	—	2	2
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	3	37
舗装	—	—	—	9	1	4	0	0	14
小規模附属物	—	—	—	7	2	0	0	0	9
道路土工構造物(土工)	—	—	—	—	14	12	0	0	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	—	—	—	—	8	8	0	0	16
堤防・河道	—	0	0	4	0	0	0	4	8
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3
下水道管路施設	—	1	1	0	0	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	0	4
土木機械設備	—	2	0	0	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	6	21	266

※()は更新年月

国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

分野別登録資格数(総計:353資格/R4.2追加:25資格)

●計画・調査・設計分野

計画・調査・設計分野 87資格

施設等名	登録資格数							計
	H28.2 (R3.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	R4.2	
道路	3	3	0	0	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	2	5
砂防	2	0	0	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	0	0	16
港湾	14	0	0	0	1	1	0	16
空港	1	0	0	0	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	0	0	1	2
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	0	2
都市公園等	2	0	0	0	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	0	0	1	14
宅地防災	-	-	1	0	0	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	0	0	5
計	62	13	4	0	2	2	4	87

※()は更新年月

国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

分野別登録資格数(総計:353資格/R4.2追加:25資格)

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
令和4年2月22日	第329号	上級土木技術者 (流域・都市) コースA	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第330号	上級土木技術者 (河川・流域) コースB	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第331号	1級土木技術者 (流域・都市) コースA	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第332号	1級土木技術者 (河川・流域) コースB	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第333号	上級土木技術者 (メンテナンス) コースA	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第334号	1級土木技術者 (メンテナンス) コースA	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第335号	木橋・総合診断士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷 学 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル	一般社団法人木橋技術協会 事務局 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル
令和4年2月22日	第336号	橋梁診断技術者	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口 功 東京都八王子市東浅川町701-2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市宇白屋234
令和4年2月22日	第337号	上級土木技術者 (メンテナンス) コースA	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第338号	木橋・総合診断士	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷 学 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル	一般社団法人木橋技術協会 事務局 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル
令和4年2月22日	第339号	上級土木技術者 (メンテナンス) コースA	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第340号	1級土木技術者 (メンテナンス) コースA	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第341号	木橋・総合診断士	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷 学 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル	一般社団法人木橋技術協会 事務局 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル
令和4年2月22日	第342号	橋梁診断技術者	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口 功 東京都八王子市東浅川町701-2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市宇白屋234
令和4年2月22日	第343号	上級土木技術者 (メンテナンス) コースA	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

○国土交通省登録技術者資格へ民間資格を新たに追加登録

分野別登録資格数(総計:353資格/R4.2追加:25資格)

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付と事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付と事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和4年2月22日	第344号	木橋・総合診断士	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷 学 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル	一般社団法人木橋技術協会 事務局 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル
令和4年2月22日	第345号	木橋・総合診断士	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷 学 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル	一般社団法人木橋技術協会 事務局 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル
令和4年2月22日	第346号	木橋・総合診断士	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷 学 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル	一般社団法人木橋技術協会 事務局 東京都千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル
令和4年2月22日	第347号	上級土木技術者 (メンテナンス)コースA	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第348号	1級土木技術者 (メンテナンス)コースA	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第349号	上級土木技術者 (メンテナンス)コースA	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第350号	土壌環境監理士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人土壌環境センター 関口 猛 東京都千代田区麹町4丁目5番地 KSビル3階	一般社団法人土壌環境センター 東京都千代田区麹町4丁目5番地 KSビル3階
令和4年2月22日	第351号	上級土木技術者 (流域・都市)コースA	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第352号	1級土木技術者 (流域・都市)コースA	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第353号	管更生技士 (下水道)	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	一般社団法人日本管更生技術協会 小野 浩成 東京都港区港南一丁目8番27号	一般社団法人日本管更生技術協会 東京都港区港南一丁目8番27号

○WTO政府調達協定適用基準額の改正について

適用対象案件

：令和4年4月1日～令和6年3月31日までの間に契約締結する調達案件

※WTO政府調達委員会の決定（1996年2月27日）に基づき、邦貨換算額は、直近2年間（2020年と2021年（暦年））のIMF統計による円/SDR（特別引出権）レートの平均値を用い、2年毎に見直しています。

区 分	(単位：万円)	
	改正後 (R4.4.1～R6.3.31)	(参考) 現在 (～R4.3.31)
建設工事	68,000	69,000
建設コンサルタント等業務	6,800	6,900
上記以外の調達契約（役務契約）	1,500	1,500
物品等の調達契約	1,500	1,500